

老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業者に対する行政処分について

令和5年4月18日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

有料老人ホーム事業者である株式会社北海道光健康社に対し、老人福祉法（昭和38年法律133号）第29条第15項の規定に基づく行政処分を令和5年4月18日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法 人 名： 株式会社北海道光健康社
代 表 者 名： 代表取締役 宮田 敏男
所 在 地： 旭川市永山3条18丁目1番8号

(2) 施設

施 設 名： 住宅型有料老人ホーム あさひ
所 在 地： 旭川市永山3条18丁目166番1
類 型： 住宅型

3 処分の内容

老人福祉法第29条第15項に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

4 処分の理由となる事実

(1) 身体的虐待を行った。

ア 住宅型有料老人ホームあさひ（以下「当該施設」という。）の一部の入居者に対し、部屋の外から自転車のワイヤーロックのようなもので、廊下の手すりと居室のドアの取っ手を施錠し、中から自由に出られないような状態にし、身体的虐待（「緊急やむを得ない」場合以外に身体拘束・抑制を行う）を行った。

イ 当該施設の一部の入居者に対し、無理矢理口の中に食べ物を入れるなど、本人の利益にならない強制による行為をし、高齢者を乱暴に扱った。

(2) 特別立入検査に対し、虚偽の答弁を行った。

ア 当該施設の一部の職員は、特別立入検査中に旭川市福祉保険部指導監査課の職員からの質問に対し、次の内容について虚偽の答弁を行った。

(ア) 当該施設の入居者に対し、部屋の外からワイヤーロックで、廊下の手すりとドアの取っ手を施錠し、中から自由に出られないような状態にしたにもかかわらず、「そのような事実はない」と答弁していること。

(イ) 当該施設の入居者に対し、無理矢理口の中に食べ物を入れたにもかかわらず、「していない」と答弁していること。

5 改善命令の内容

- (1) 高齢者虐待の防止のための具体的な措置を講ずること。
- (2) 法令遵守を徹底すること。